

たばこ対策の取組状況について

1 たばこ対策の経過と位置づけ

- 道ではこれまで、「すこやか北海道21」（H13.3）において「たばこ対策」を生活習慣改善の重点領域に位置づけ、取組を推進してきた。
- 健康を取り巻く社会環境や道民の健康状態の変化を踏まえ、適宜、施策や取組の見直しを行っており、現在は、北海道健康増進計画「すこやか北海道21」（H30.3改訂）で定めた喫煙領域の目標を実現するため、「たばこ対策推進計画」（H30.3改訂）で施策の方向性や取組を明確にし、たばこ対策を推進している。

2 施策の方向性

区 分	内 容
目標①	喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進
目標②	未成年者の喫煙防止
目標③	妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下
目標④	たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実
目標⑤	官公庁施設、飲食店その他の多くの人が利用する施設での受動喫煙防止

3 今年度の主な取組

- (1) 喫煙防止健康教育教材等作成事業（委託：よしもとクリエイティブ・エージェンシー札幌支社）
本道の喫煙率の低下に向け効果的かつ効率的に普及啓発や予防教育を行うため、マスメディアを活用した普及啓発及び健康教育教材（子ども・妊産婦向け）を作成。（目標①～③）
- (2) 喫煙率低下事業（委託：（公財）北海道健康づくり財団）
喫煙者への禁煙サポート体制を整備するため禁煙治療医療機関に導入する啓発資材作成やホームページを構築。（目標④）
- (3) 北海道受動喫煙ゼロ普及啓発説明会（北海道）
たばこの健康影響、改正健康増進法に伴い新たに施設管理者が講じるべき措置について、説明会を道内6箇所で開催。（目標⑤）
- (4) 受動喫煙防止対策に係る条例制定に向けた検討（北海道）
別添のとおり（目標⑤）

受動喫煙防止対策に係る条例制定に向けた検討について

(1) 平成30年度 第1回道民の健康づくり推進協議会開催結果について

- 1 開催日時 平成31年1月28日(月) 18:00～
- 2 開催場所 かでる2・7 1070会議室
- 3 協議結果

◎ 受動喫煙防止対策専門部会の開催について

① 委員等の構成について

改正健康増進法等を踏まえ、北海道における条例制定も含めた受動喫煙防止対策について、幅広く意見を聴取するために特別委員を追加し、検討を行うこととする。

② 進め方について

- ・H31年3月に第1回目を開催し、開催回数は計6回程度とする。

③ 現在想定している協議事項

- ・進め方・スケジュールの確認
- ・関係団体ヒアリング(2～3回)
- ・ヒアリングを踏まえた論点整理
- ・専門部会意見のまとめ
- ・その他

(2) 第1回受動喫煙防止対策専門部会の開催について

- 1 開催日時 平成31年3月11日(月) 15:00～17:00
- 2 開催場所 かでる2・7
- 3 議事

- (1) 改正健康増進法による受動喫煙対策について
- (2) 北海道の現状について
- (3) 他県の条例について
- (4) 今後の条例検討の進め方について

- 4 委員名簿及び設置要領
(別紙のとおり)

第1回 受動喫煙防止対策専門部会 委員等名簿

(H31.3.11 かでる2・7 1050会議室)

役職	所属・職名	氏名	備考
委員	(一社)北海道歯科医師会 常務理事	青木 秀志	
委員	札幌医科大学医学部 教授	大西 浩文	
委員	(一社)北海道医師会 常任理事	後藤 聰	
委員	(公社)北海道労働基準協会連合会 専務理事	佐藤 尚	
委員	北海道町村会 事務局長	山内 康弘	欠席
委員	北海道市長会 事務局長	吉澤 政昭	
特別委員	北海道商工会連合会 総務部長	横島 義人	
特別委員	北海道商工会議所連合会 業務推進部長	吉川 直克	
特別委員	北海道生活衛生同業組合連合会 事務局長	古川 勲	
特別委員	日本たばこ産業株式会社 北海道支社 リレーション推進部社会環境推進担当部長	大島 康志	
特別委員	北海道がんセンター 院長	加藤 秀則	
特別委員	北海道保健所長会 胆振総合振興局保健環境部長	廣島 孝	
特別委員	北海道教育庁教育職員局福利課 主幹	森 久昌	代理出席

オブザーバー	(公財)北海道健康づくり財団 常務理事	細口 貴雄	
	札幌市保健福祉局保健所 母子保健・歯科保健担当部長	秋野 憲一	
	札幌市保健福祉局保健所 母子保健担当課長	阿部 位江子	
	旭川市保健所健康推進課 健康推進係長	伊藤 誠之	
	函館市保健福祉部健康増進課 主査	久米田 万里	
	小樽市保健所 健康増進課長	渋間 朋子	
	経済部観光局 主幹	長山 由起夫	欠席

随行者	(一社)北海道歯科医師会 事業課長	沖本 正哉	
	(一社)北海道歯科医師会事業課 事業係長	北川 智彦	
	(一社)北海道医師会 事業第三課長	小林 淳子	
	(一社)北海道医師会事業第三課 主事	須藤 久美子	
	北海道町村会政務部 主査	大西 佑樹	
	日本たばこ産業株式会社北海道支社 副支社長	吉田 誠	
	日本たばこ産業株式会社北海道支社 社会環境推進担当部長	柳澤 敬	
	北海道がんセンターがん相談支援情報室 副室長	木川 幸一	
	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	山田 貴子	

事務局	副知事	辻 泰弘	
	保健福祉部健康安全局長	竹縄 維章	
	保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策等担当課長	築島 恵理	
	保健福祉部健康安全局地域保健課主幹	菊地 みさき	
	保健福祉部健康安全局地域保健課主査	石川 雅子	
	保健福祉部健康安全局地域保健課主査	佐土 和也	
	保健福祉部健康安全局地域保健課主事	曾根 知世	

受動喫煙防止対策専門部会設置要領

1 目的

北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」の推進に係る受動喫煙の防止対策などの必要な事項を検討するため、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(1)に基づき、受動喫煙防止対策専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 協議事項

- (1) 受動喫煙の防止に関する効果的な対策の検討
- (2) 健康増進の推進に向けた普及啓発
- (3) その他受動喫煙防止対策に関し必要な事項

3 組織

- (1) 専門部会は、道民の健康づくり推進協議会の委員及び必要に応じ招集する特別委員で組織する。
- (2) 部会には、委員の互選により部会長を置く。

4 運営

- (1) 会議は、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(3)に基づき、道民の健康づくり推進協議会の委員長が招集する。
- (2) 部会長が必要と認めたときは、部会委員以外の者を部会に出席させ、意見を述べ、または説明させることができる。

5 その他

- (1) 部会の事務は保健福祉部健康安全局地域保健課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

この要領は、平成31年2月5日から施行する。